◎知事　佐藤議員の一般質問にお答えいたします。

　　　まず第一点は、安全保障法制についての御質問がございましたが、政府は昨年の7月に行われた国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備についてという閣議決定に基づき、関連法案を取りまとめ、本年5月15日、国会に提出をしておりまして、法案は7月16日、衆議院では可決をされ、現在参議院において審議が行われているところであります。国会あるいは政党間で十分に議論をつくして、お決めいただくべきものと考えているところではありますが、いずれにしても、国においては国民の理解が得られるよう努力をしていただきたい、このように考えている次第であります。

　　　次に、戦後70年の安倍談話についての御質問がございました。安倍総理は去る8月14日、終戦70年を迎えるにあたり発表した談話の中で、「二度と戦争の惨禍を繰り返してはならない。事変、侵略、戦争。いかなる武力の威嚇や行使も、国際紛争を解決する手段としては、もう二度と用いてはならない。植民地支配から永遠に決別をし、すべての民族の自決の権利が尊重される世界にしなければならない。我が国は、先の大戦における行いについて、繰り返し、痛切な反省と心からのお詫びの気持ちを表明してきました。こうした歴代内閣の立場は、今後も、揺るぎないものであります。」と述べられたわけであります。また、談話の発表時に安倍総理が「村山談話については、これまでも全体として引き継ぐと、繰り返し申し上げてきた」と発言されたと聞いております。

　　　今日の日本の平和は多くの尊い犠牲の上に成り立っているものであります。改めて平和の尊さ、大切さを思うと同時に、再び戦争の惨禍を繰り返さないよう、平和の尊さ、大切さを次の世代にしっかり伝えていくことが何よりも大切だと、このように考えておる次第であります。

◎総務部長　私からは、小松基地への訓練部隊の移転に関しましてお答えいたします。

　　　まず、安全確保及び、騒音軽減等に関しまして、国からは移動する訓練部隊は熟度の高いパイロットによる飛行教導群であり、技量維持のための離着陸訓練は少ない、年間の4分の1は小松基地ではなく全国の各基地に出向く、配備される航空機は現在と同じF15であり、安全管理の手法は既に小松基地において確立され、航空機単体の騒音も変わらない、戦闘部隊ではなく、対領空侵犯措置、いわゆるスクランブル発進でございますが、またそれが戦闘行動は行わないというふうに伺っております。その上で事故防止計画を作成し、隊員への安全教育等を徹底するとともに、計画的な点検整備を行い事故防止に万全を期す、訓練時間や飛行コースなどの変更は想定しておらず、騒音軽減についても10.4協定を尊守するとの説明を受けております。また、基地周辺の生活環境の整備に関して国はこれまでも住宅、学校等の防音工事や道路、体育館などの整備に対する助成を行っており、国からは今後も地元自治体の要望を伺いながら環境整備に取り組んでいくときいております。

　　　小松基地については、これまでも国に対して、地元自治体の意向を十分尊重し、安全対策、防音対策等に万全を期すよう機会があるごとに申し入れをおこなっており、引き続き国に対して、安全対策、騒音対策等に万全を期すようしっかり申し入れて参りと考えております。

　　　続きまして、飛行回数の増加等と小松空港に関してでございますが、飛行回数については国から機数をベースとした単純計算では現在の1.2倍程度に成り得るものの、実際は技量維持のための離着陸訓練回数は少なく、さらに年間の4分の1は小松基地ではなく、全国の各基地に出向く見込みであるときいております。また、事故防止については先ほどもお答えいたしましたが、国から事故防止計画を作成し、隊員への安全教育等を徹底するとともに、計画的な点検整備を行い事故防止に万全を切る、訓練時間や飛行コースなどの変更は想定しておらず、騒音軽減についても10.4協定を尊守するときいております。

　　　小松空港における民間航空の運航に関しましては、これまでも小松基地の協力をへて、航空ネットワークの充実が図られてきており、国からは利便の増進に協力するのと共同使用に関する協定を尊守する、民間航空の運航に大きな影響を与えることはない、と聞いております。今後とも、小松空港の国際化やビジネス利用拡大による羽田便の利用促進など、航空ネットワークの維持充実にむけてしっかりと、小松基地との調整を図って参りたいと考えております。

◎健康福祉部長　私のほうからは子どもの貧困についての3点について、一括してお答え申し上げます。

　　　子どもの貧困の状況につきましては、国が国民生活基礎調査の結果をもとに子どもの貧困率を公表しており、平成24年では16.3％となっておりますが、都道府県別の集計は行われておらず、平成26年8月に国が策定致しました子どもの貧困対策に関する大綱においても、子どもの貧困の実態把握につきましては、まだ十分なものではないとして、まずは今後継続して調査研究を行っていくこととしておりまして、県としても協力しつつその動きを注視して参りたいと考えております。

　　　子どもの貧困対策につきましては、本県ではこれまで低所得者への支援として、生活保護や児童扶養手当、母子父子寡婦福祉資金などの国の制度も活用しまして、経済面や就労面など多岐に渡る支援を行ってきたところでございまして、本年3月に策定した、いしかわエンゼルプラン2015の中にも子どもの貧困対策について盛り込み、今年度から新たに低所得者への子どものための学習支援の実施やひとり親家庭の子どもへの医療費助成につきましても乳幼児医療費の助成と同様に市町の判断で現物給付方式を選択することができるようにしているところでございます。さらに本年8月の、いしかわ創生総合戦略中間取りまとめ案におきましても、低所得者など社会的な支援が必要な子どもへの支援につきまして、盛り込んでいるところでございます。

　　　議員から御指摘がございました、ワンストップで対応するサポート窓口につきましては、学習支援や親の就職支援などと合わせた政策パッケージとして、国において年末向けに検討されるとお聞きしており、今後の動向を注視してまいりたいと考えております。

　　　以上でございます。

◎環境部長　小松基地関連についてお答えいたします。お尋ねの健康影響に関する調査結果につきましては現在係争中であります、第五次、第六次、小松基地騒音訴訟の口頭弁論におきまして、原告側が提出したものと承知しております。県といたしましては、基地周辺の生活環境の確保を図るという観点から、今後とも小松市を初めとする周辺市町と協力しながら、これまで同様住民の立場に立って、国に対して騒音防止対策の、より一層の充実を図るよう要望して参りたいというふうに考えております。

　　　続きまして、RDF、ゴミ問題について2点お答えいたします。

　　　一般廃棄物の処理は法律上、基本的には市町村の事業ではありますが、平成9年当時、ダイオキシンの規制強化へ早急に対老いする必要が生じましたが、能登地域の焼却施設は技術的に困難な小規模施設であったこと、さらに当時、国から小規模施設の整備は補助金の対象としないとの方針が示されたことといったことから、個々の市町村での対応は困難な状況にあったということでございます。このため、ダイオキシンの発生をゼロに近づけるためには広域的な対応が必要と言うことで、県は関係する24市町村と連携をとりながら、ダイオキシンの発生防止のみならず、焼却熱エネルギーの発電による収入も期待できるRDF化事業を進めたものであります。このRDF事業によりまして、専焼炉の排出ガス中のダイオキシン濃度は規制が強化された排出基準である1㎥あたり0.1ナノグラムTEQの1万分の1以下となっておりまして、事業の目的は十分に果たされ、また売電による収益を得ていることもあり、市町の負担軽減に繋がっているものと考えております。そして今般、事業主体であります石川北部アール・ディ・エフ広域処理組合におきまして、運転開始から20年目となります平成35年度には、大規模修繕が必要となり多額の経費が見込まれるということ、当時に比べまして排ガス処理施設の技術革新が進み、小規模な焼却施設でもダイオキシンの抑制対策が十分可能となったことといったことから、当初計画の平成29年度から5年延長した平成34年度松でRDF専焼炉の廃止後も各市町におきまして、一般廃棄物の処理が適正にそしてまた、切れ目なく行われるよう新たな処理施設に関する技術的助言であったり、国の支援メニューの活用に向けた助言など、出来る限りの支援を既におこなっているところであります。

　　　次にごみ問題について、県はイニシアチブを発揮すべきではないかということでございます。循環型社会を実現するためにはリユース―再使用、リデュース―排出抑制、リサイクル―再利用のいわゆる3Rを推進し、できるだけ廃棄物を減量していく取り組みが重要でございます。一般廃棄物の3Rの推進につきましては、県内の市町においてそれぞれの地域の実情に応じた方法により、地域住民の方々、そして事業所の理解と協力を得ながら取り組んでいるところでございます。

　　　県といたしましても、3Rの先進的な取り組み事例、例えば、加賀市における生ごみ堆肥化活用システム構築や、志賀町における生ごみの水切り運動などの取り組みをほっと石川や県のホームページでの紹介、そしてまた事業者の3Rの取り組みをまとめた石川県3R事例集の作成、配布、県政出前講座における3Rに関する講座、加えて家庭版を初めとする地域版、学校版、事業者版の4つのいしかわ版環境ISOの中で3Rの自主的な取り組みを働きかけておりまして、こうした取り組みにより更なる3Rの推進に努めてまいりたいというふうに考えております。

　　　以上でございます。

◎商工労働部長　初めに、地域限定正社員につきまして御質問がございました。地域限定正社員とは、従業員の希望によち勤務地が限定させる雇用期間に定めのない正社員であると承知をしております。企業がどのような雇用形態をとるかは、企業の経営判断ではございますが、本社機能立地促進補助金など県の企業誘致補助制度では雇用期間に定めのない従業員の雇用を補助の前提としております。企業誘致により新たに創出される雇用の形態が地域限定正社員であっても家庭の事情で転勤が難しい方や地元での仕事を求める方の希望に沿ったものであり、多様なニーズに沿った雇用形態のひとつであると考えております。

　　　次に、小規模企業の廃業について御質問がございました。議員御指摘の通り、県内事業所数は経済センサス基礎調査によれば平成21年から平成26年に総数で約5,000事業所、うち従業員1人から4人の事業所で約3,700事業所が減少しておりますが、このうち8割以上の事業所がリーマンショック後の影響もあり、平成24年までに減少しているものでございます。従業員1人から4人の事業所で減少が大きい業種としては、飲食料品小売業、繊維工業などがございます。また、その理由といたしましては国が平成24年におこなったアンケート調査によれば、全国的にも経営者本人や家族の年齢や健康問題を理由に廃業を決断されている方が半数以上を占めておりまして、その他の理由といたしましては、事業の先行きに対する不安、次に主要な販売先との取引終了、次に後継者がいないなどが続いていると承知しております。

　　　次に、社会保険の納付に関して小規模企業への支援策に関する質問がございました。昨年6月の小規模企業振興基本法に際しての附帯決議では、議員御指摘のとおり、社会保険料に関して「小規模企業の事業の持続的発展を図るという観点にたち、従業員の生活の安定も勘案しつつ、小規模企業の負担の軽減のために、より効果的な支援策の実現を図ること」とされているところでございまして、今後国においてこの附帯決議に基づき、その実態の把握も含め適切な対策が講じられるものと考えております。また、社会保障料を徴収する日本年金機構では、滞納事業者に対しては業績や資金繰りを確認しつつ、その資力に応じて既に分割納付を認めているとのことであり、徴収員にたいしてもそのような指導がなされていると聞いております。

　　　県といたしましては、社会保険制度の運用自体に関与する立場にはございませんが、厳しい経営状況にある中小企業を支援するため、全国に先駆けて平成13年に中小企業再生支援プログラムを創設をし、外部専門家の派遣等を通じまして、経営相談や経営改善計画の策定などを支援しているところでございます。また、県の制度の対象とする制度も設けているところでございます。今後とも県内の経済動向も注視しつつ、きめ細やかな支援を行ってまいりたいと考えております。

　　　以上でございます。

◎観光戦略推進部長　私の方からは、MICEの誘致推進事業に関してお尋ねがございました。

　　　石川県MICE推進事業費助成金につきましては、公益財団法人でございます石川県観光連盟が、県や市や町からの負担金を原資といたしまして、実施する事業でございまして、その執行にあたっては公平・公正を期すことがもとめられますことから交付要綱を定め、これに基づき厳正に運用しているところでございます。

観光連盟から確認をいたしましたところ、助成の交付申請を受け付ける際にはあらかじめパンフレット等開催に関する資料を提出いただき、事前に事業内容を確認の上、助成対象とすることが適当であると認めた場合に申請書を提出頂くことになっているわけであります。

議員御指摘の第57回自治体学校in金沢についても、通常どおりの助成金の交付申請にかかる事前相談の段階においてチラシを提出いただき、事業内容の確認を行いながら精査いたしたところ、助成金交付要綱に助成対象外と規定する政治活動を目的とするものとも見受けられる箇所がありましたことから、県選挙管理委員会に対し開催内容が政治活動に該当するか否かを問い合わせたところ、選挙管理委員会からはチラシの記載内容のうち記念講演の概要が、政治上の施策に反対する目的を持ってなされる行為であるとみなされる可能性があること、また記念講演初日の全体会の冒頭に実施され、該当学校の最も重要なものと思慮されること、チラシの一面という、目立つという箇所に記念講演の講師の写真と共に記載されていることから、政治活動を目的とするものに該当すると判断し、助成対象にしない旨、事務局に連絡をしたものであると聞いているところでございます。

以上でございます。

◎教育長　教科書採択に関してお答えいたします。

まず、文部科学省の検定に合格した教科書についてでありますが、これらはすべて文部科学省の責任において、教科書用図書検定基準に基づいたものであり、いわゆる隣諸国条項を含む検定基準のいずれの項目にも反しないものとされております。

　また、義務教育諸学校の教科書用図書の無償措置に関する法律において、市町村教育委員会等が教科書を採択したときは、採択理由などについて公表するよう努めることと定められておりまして、すでに採択権者である小松市教育委員会では、市教育委員会の責任で市民、県民の皆さんに公表したというふうに聞いております。

以上です。

◎知事　御質問にお答えをしたいというふうにおもいます。

　　　安倍総理が法案を提出され、そして今衆議院。参議院で審議が行われているということであります。新聞報道等で見ますと与党の皆さん方は議論が尽くされたということですし、野党の皆さん方は議論が尽くされていない、廃案にすべきだという、こんなお話で平行線のようでございます。

国会には会期と言うものがあるわけでありますから、もう会期末が目前に迫っておる、こういう中で政府・与党の皆さん方が一定の方向性を出さなきゃいけない。そういう思いをもち、そういう行動に走られるというのは、これは極めて私は自然な姿じゃないかというふうに思います。その上でどういう結果がでるのか私もわかりませんけれども、安倍総理のお話を聞いておりますと、仮に法案が成立したとしても国民の理解を得るためにそれ以降も総理としては最善を尽くしていく、こんなコメントをだしておられるということでありますから、おそらく与党の議員の皆さん方も国民の皆さん方の理解、有識者の皆さん方の理解を得るために私は具体の行動をこれからも起こされ、そしてそれを継続されるんじゃないかとおもいます。その結果、国民の皆さん方の理解がどこまで深まったのかということについては、日本は民主主義国家でありますから、最終的には国政選挙で私はその結果がでてくるのではないか、このように思うわけです。

◎佐藤正幸君　採決した後に、国民の理解が得られるようにするというのは順番が私は逆だというふうに思うんですよ。知事がそこまで民主主義と言うふうにおっしゃるんでしたら、やっぱりここは自然な流れで会期末でも採決できなかった、廃案にするべきだと、こういう立場に私は立ってほしいと、知事に切実に私はその態度表明するようにもう一度だけお尋ねいたします。

◎知事　私、国会議員でもございませんので、国会に私がいるというわけでもありませんので、つぶさな状況はわかりませんけれども、国会と言うのは会期があって、その会期内に政府が提案した法案を処理するというのが政府の務めだと思いますし、与党の皆さん方もこの保安は成立をさせなければいけないという確信をもっておられるんであれば、やっぱり一定の方向性を出さなきゃいけないという行動を起こされるのはある意味じゃ自然な姿ではないか。それはいいとか悪いとか私もわかりませんけれども、自然な姿ではないか。ただ、安倍総理もおっしゃっているのは世論の多数の賛同をまだ得ていないと、これは安倍総理も認めておられるわけでありますから、最終的には私は国政選挙で黒白はつけられるというふうに思いますよ。だから、国政選挙でこの法案がやっぱり国民の大多数が反対している法案ということであれば、国政選挙でおのずと結果が私は出てくるのではないか、これは民主主義国家の私はあり方ではないかというふうに思いますがね。